

第三章 地球温暖化の防止

（地球温暖化の防止の推進）

第九十七条 県は、地球温暖化を防止するため、国、市町及び地球温暖化対策推進法第二十四条第一項の規定により指定された広島県地球温暖化防止活動推進センター等との役割分担と連携の下、効果的な対策を実施するように努めるものとする。

2 県は、市町が行う地球温暖化の防止に関する対策を支援し、及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う地球温暖化の防止に関する活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（地球温暖化の防止に関する総合的な計画）

第九十八条 県は、温室効果ガス（地球温暖化対策推進法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の抑制並びに植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に関する総合的な計画を策定し、推進するものとする。

（温室効果ガスの排出抑制）

第九十九条 事業者及び県民は、前条に規定する地球温暖化の防止に関する総合的な計画の定めるところに留意しつつ、その事業活動又は日常生活において、省エネルギー、省資源の推進等温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講じるように努めるとともに、県又は市町が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

（温室効果ガス削減計画書の作成等）

第一百条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものを設置する者（以下この条及び第百一条において「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「温室効果ガス削減計画書」という。）を、知事が定める指針（以下「温室効果ガス削減指針」という。）に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければな

らない。

- 4 知事は、温室効果ガス削減指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(温室効果ガス削減実施状況報告書の作成等)

第百条の二 前条第一項の規定により温室効果ガス削減計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び当該温室効果ガス削減計画書に定めた事項のうち温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況その他規則で定める事項を記載した報告書（以下「温室効果ガス削減実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、温室効果ガス削減実施状況報告書について準用する。

(温室効果ガス削減計画書等の公表)

第百条の三 知事は、第百条第一項の温室効果ガス削減計画書又は前条第一項の温室効果ガス削減実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該温室効果ガス削減計画書又は当該温室効果ガス削減実施状況報告書の概要を公表するものとする。

(勧告)

第百一条 知事は、特定事業者が第百条第一項の温室効果ガス削減計画書又は第百条の二第一項の温室効果ガス削減実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、特定事業者が第百条第二項（第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(表彰)

第百一条の二 知事は、地球温暖化の防止に関する活動に積極的に取り組む事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体を表彰することができる。